

# 真龍小便り



真龍小学校の子ども

元気な顔  
元気な心  
元気な体



## 家庭で津波を想定した避難訓練を

平成29年2月28日発行 No.12

### 3月のこよみ

日	曜	行事
1	水	読み聞かせ 第2回PTA専門部会(19:00~)
2	木	
3	金	6年生を送る会 第3回学校評議員会
4	土	
5	日	
6	月	朝会
7	火	運動の日
8	水	職員会議 6年卒業読み聞かせ(真小タイム)
9	木	第5回PTA役員会
10	金	全体練習 6年生会食会
11	土	
12	日	
13	月	全体練習 街頭指導 大掃除週間(~17日)
14	火	全体練習
15	水	全体練習
16	木	総練習
17	金	会場準備
18	土	
19	日	社協博士認証試験 13:00
20	月	春分の日
21	火	真龍小学校卒業式
22	水	
23	木	
24	金	平成28年度修了式
25	土	学年末休業~31日 PTA総会・納会 (18:45~生活改善センター)
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

校長 渡辺 仁平

学校を取り巻く自然条件、交通環境、治安状況等は、地域によって様々に異なります。東日本大震災や熊本地震等の大規模災害や糸魚川市の大規模火災など、これまでの想定を超える危機的な事象が発生する可能性もあることから、厚岸町の特性等を適切に対応した安全教育を実施していくことが重要であると考えています。

これまでの大規模災害の発生時には、それぞれの避難所の被災者の方の状況や避難所に指定された学校の様子がテレビで放映されました。現在、こうした災害を教訓として、各地域で大規模災害に対する対応の見直しや訓練などが実施されています。

大規模災害の発生時における学校の第一義的な役割は、子供の安全確保や安否確認、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことです。そのため、日ごろから子供の安全に関する課題について学校、家庭、地域が情報を共有し、連携・協働した取組の推進が求められます。

真龍小学校では、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針に基づき、学校の対応をお知らせするとともに、保護者の皆様の協力をお願いしております。厚岸町の特性等を踏まえると、津波の対応が一番大事ですので、過日、文書を配布しました。

子供が登校後に大規模地震が発生し、大津波警報及び津波警報が発令された場合は、直ちに全員が「コンキリエ」に避難します。津波注意報の場合は、通常のとおりの下校時刻で帰宅することになりますが、学校から家庭へ子供を迎えに来るよう連絡することになっています。

また、スクールバスなどを利用している子供については、通常のとおり下校しますが、海拔が低く津波の危険が想定される門静線利用の門静2丁目、3丁目以降降車する子供、くしろバスの光栄線を利用している子供は、徒歩で通学する子供と同様に学校で待機しますので保護者の皆様へ引き渡します。

さらに、本校で実施する避難訓練は、火災、地震・津波などの災害に備え、校内における授業時・休憩時などの場面を想定し、それぞれに応じた計画を立てて訓練を行い、安全な避難行動を体得できるようにしています。特に、大規模地震とその後の津波を想定して、低学年の子供であっても一人でコンキリエに避難できるように訓練をしています。

子供自身にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素の一つは、日常におけるルールやマナーを遵守することとされています。こうした規範意識の基礎は家庭において育まれる部分が大きいため、家庭も責任をもってルールやマナーを遵守することの指導とともに、安全教育に取り組んでいくことが重要であると指摘されています。「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われるように、家庭は、子供が基本的な生活習慣・生活能力・安全意識などを身に付ける上で重要な役割を担っています。

学校においては、避難訓練やその後の消防との協議を通して、子供の安全教育と安全確保が想定している災害などに対してより適切な対応となるよう改善を図っております。

一方、子供が家庭で過ごしているとき、とりわけ、子供が一人で家庭にいて津波による避難が必要になったとき、それぞれの地域における避難場所へ逃げることはできるでしょうか。保護者の皆様が子供と共に過ごしているときに、避難が迫られた状況で落ち着いて子供と厚岸町が指定した場所に避難できるでしょうか。また、避難するときに自家用車での移動は危険であることを知っているでしょうか。

厚岸町が主催して実施する町民を対象とした訓練があります。年に一度ですが、そうした機会を活用して、家庭における避難訓練の機会としてほしいものと強く願っております。



